

平成23年度第4回公民館運営審議会議事録  
(要点)

日 時 平成23年9月9日(金) 午後7時～10時  
場 所 永山公民館4階 視聴覚室  
出席者 委員 8名  
職員 5名  
傍聴者 1名

1. 内 容

(1) 議事録署名人 委員を指名する

(2) 事業進捗質疑

①平成23年度主催事業進捗状況 ……資料1

事務局 事前配付資料に基づく事業進捗状況報告

永山公民館「B-FIT」については、青少年・若者対策事業として、一定の成果を修めたことにより、今年度で事業終了とし、参加者の理解を得た。

関戸公民館「地域貢献講座」では、講座最終日には参加者独自の団塊世代向け事業計画を立案し評価などを行い、事業終了後も引き続き市民サークルとして活動したい旨の意向もあった。また新規事業として「関戸寺子屋」を恵泉大学の支援により実施した。

委員長 関戸公民館「地域貢献講座」はこれまで実施した中で、具体的に実現したものはあるのか。

事務局 昨年度からの継続事業として、今年度は事業計画書の策定までを行った。ミニコミ誌の編集者が、高齢者への情報発信をインターネットなどを利用し、来年には実現したいとのことである。

委員長 関連質疑はあるか。  
質疑なし

②公民館施設別使用状況 ……資料2

事務局 事前配付資料に基づく状況報告

8月の関戸公民館のギャラリーについて、昨年度同時期に一般利用や主催事業としてマザーテレサ生誕100周年写真展、花火大会会場利用などを行ったが、今年度は一般利用がなく、主催事業もおりがみ教室のみの利用であったため、利用率が少ない状況である。今年度は節電ということもあり、あえて利用率向上へのPR等は実施しなかった。また、ホールについては、昨年は舞台転換作業を時間枠内で実施していたが、今年は時間外で実施するよう変更した。しかしながら空いた枠を利用する団体が定期的には無い状況である。

委員長 関連質疑はあるか。  
質疑なし

(3) 議 事

①多摩市市制施行40周年記念事業・

わがまちCMコンテストTAMA☆2011報告 …………… 応募CMの上映  
8月23日コンテスト実施  
中学生の部（応募6校8作品）  
最優秀賞：東愛宕中学校  
優秀賞：鶴牧中学校、多摩永山中学校  
永山公民館特別賞：諏訪中学校、多摩中学校  
多摩テレビ特別賞：聖ヶ丘中学校  
他努力賞  
一般の部（9作品）  
最優秀賞他5作品に賞を授与

委員 制作は全て各自で行ったのか。

事務局 中学生向けには、6月に先生を対象に制作のガイダンスを行い、7月下旬に青陵中学校メディアホールで生徒を対象に制作の基本指導を行った。一般向けには、7月にベルブゼミにおいて制作に関する講座を実施した。

委員長 地方のケーブルテレビなどでは、市民投稿されたものを編集したり放送したりするケースも多くあるが、多摩テレビでは放送予定はあるのか。

事務局 今回のCMコンテストは総務省から提案があった。総務省の応募期限が9月16日までであり、今回応募いただいた中学生の作品は全てエントリーした。一般の作品はそれぞれで応募する。多摩テレビからも支援いただき、8月下旬から9月10日まで、「スクール通信」という番組で放送。10月初旬から1ヶ月間、ドキュメンタリー番組として制作過程なども含めた放送を予定している。

委員 社会福祉協議会（ボランティアセンター）では制作するのに時間がなく、満足するものができなかった。来年度あれば、準備を入念に行い応募したい。

事務局 市制施行40周年記念事業として実施した経緯がある。当初は教育指導課を中心に学校の授業のなかで展開し、公民館が発表会を協力して実施する予定であったが、震災の影響で学校の準備が十分できず、一般の部も含め公民館で実施した。事業は好評価を得、総務省からの支援は今年度に限られているが、来年度についても予算化し継続していく。

委員長 関連質疑はあるか。  
質疑なし

②公民館等施設使用料の改定について ……………資料3

事務局 事前配付資料に基づき概略及びスケジュール説明

委員 ベースになっている単価はどのように決まっているのか。

事務局 人件費、光熱水費等を含む施設維持管理経費、建物の取得対価等を一定の計算式に当てはめ算出する。

基本ベースでは値上げの数値が算出される。平成20年度の使用料改定の際も利用者負担いただく金額が値上がりする単価が算出されたが、当時の財政状況や市民活動活性化の推進途中ということで、値下がりするものは改定し、値上げするものは据え置きするという判断を市として行った。今回は、財政状況も逼迫しており、市として値上げの判断がなされれば、負担いただく金額が上がるといことになる想定される。

委員 受益者負担を行うべきだと思う。特に公共施設は安価であり、民間施設を圧迫している。質の高い施設や事業などは、公共施設と民間施設のバランスを考慮し、受益者負担をすべきだと思う。行政が行う講座事業においても受益者負担を行い、講師に相応の対価を支払うことも必要ではないか。

委員 平成20年度の使用料改定で、本来値上がりする部屋で据え置いた部屋はどこか。

事務局 基本的にはほとんどの部屋に当てはまる。永山公民館窯室、関戸公民館和室2などは値下げであった。今回の改定では、改定上限率を限度とし、料金改定される可能性がある。

委員 前回の使用料改定に伴う利用者懇談会では、改定上限率を設定しつつ料金改定を行っていることが利用者によく伝わらなかったと思うので、今回は改善したほうがよいと考える。

事務局 よりわかりやすい資料を作成し説明をする予定である。

委員 小中学校の学校開放施設、廃校の施設などは対象になっているのか。

事務局 資料にあるとおり、今回は対象外である。

委員 公民館の経費の中で、関戸公民館の賃貸料が大きいと思われるが。

事務局 減価償却費に取得対価が含まれている。概算で建物価格34億円程度である。

委員 当初、使用料無料であったものを有料化にし、値上げしていくことにアレルギーを感じる人が多いと思う。受益者負担を納得いくように説明することは大事である。

それぞれの公民館で市の職員は何人いるのか。

- 事務局 永山公民館6人（1人欠員）、関戸公民館6人の体制である。
- 委員 人数として管理運営上必要な人員体制であるのか。窓口業務と同様に非常勤職員で対応できる業務はあるのか。
- 事務局 現状、人員配置としては不足しているという認識でいる。管理担当には両公民館とも3人ずつ配置し、民間との複合施設である様々な管理業務を行っている。また、事業担当には永山公民館4人、関戸公民館3人が配置されているが、昼の休憩時間も正規に取得できない状況も多々見受けられ、年間の全ての事業を実施する上ではぎりぎりの配置である。仮に、事業は行わず、貸館業務のみを行うという判断が下されれば、減員する状況になると想定されるが、実態としては、両館とも余剰がある配置とは認識していない。
- 委員 受益者負担が他市と比較しても多摩市は安価であると思う。利用者からは値上げを懸念する意見が多数あるが、数パーセント程度徐々に値上げするのはいいと思う。
- 委員 値上げするのはよいが、上げることで利用率が低下しないような料金設定がされればよいと考える。利用者が手軽に集えるような部屋は安価に設定をし、負担率が高い施設と差別化を図ることも必要だと考える。  
総合体育館のトレーニングルームは、民間と比較すると相当安価な設定になっており、配置している専門職への適正な対価が支払うことができない状況である。このような例からも、利用形態などを考慮した料金設定で差別化ができれば値上げもよいことだと思う。
- 委員長 値上げするには、丁寧な説明と理解を得るための根拠を開示しないと難しい。国だけでなく市町村においても財政再建が掲げられているが、一度に全てを受益者負担とすれば生活者への負担増が懸念される。バランスを考慮していく必要があるのではないかと。  
一方的に市民に負担増を求めるのではなく、市としても行財政再建に向けての経緯やこれからの計画も示さないと難しいと考える。  
サークル活動室のように、市民サークルが自由に使えるスペースを充実していくことも、利用者としては好ましいことだと思う。
- 委員 新しい減免基準と旧基準との違いはなにか。
- 事務局 ご質問の新しい減免基準は、平成17年度の基本方針の中での基準であり、今回の改定では、この基本方針は変更がなく、減免基準についても変更はないとの経営会議での決定である。最終的な使用料の決定は市議会において決まるものであるが、それに先立ってそれぞれの施設利用者からの意見を伺うことや、使用料を統括している部署においてアンケート調査などを展開していき、最終的な案を策定していくものである。
- 委員 「施設の性質別分類と負担率」に掲げる区分以外に、公共施設を利用しての営利事業を推進できるような区分を設け、利用率向上への方策につなげることはできないか。

- 事務局 社会教育法上規定された公民館であるので、営利事業が行えるようなパルテノン多摩とは設置目的が異なる。仮に営利事業での利用を可能とするには、公民館条例など設置根拠そのものを見直す必要があり、現状では困難と考える。
- 社会教育法では、営利事業で利用することはできないが、営利事業者が行う公共性のある社会教育事業は利用が可能であるので、全ての営利事業者を否定するものではなく、利用の幅はあるものと考ええる。
- 委員 公民館を総合文化センターに変更することは可能か。
- 事務局 あくまでも私見ではあるが、現状では、市議会や利用者の方々からは多くの反対意見がでる可能性はある。議会や市民の中でも一定の受益者負担は必要ではないか。また公民館は一定の役割を果たしたのではないかという議論がある。しかし一方で、社会教育施設としての重要性を訴える意見も多数あり、一概に総合文化センターに変更するにはハードルが高いと思われる。
- 委員 となれば、受益者として公民館利用者が一定の負担をするということを自覚しないとイケないと思う。
- 事務局 前回の利用者懇談会においても、社会教育施設なのだから無料に戻すべきだというご意見はいただいている。無料にするということは、税金で賄うことであるが、それは市民の皆さんの負担ということになる。
- 一時的に利用される方の割合と、市が負担する割合＝市民全体での税負担、この双方の割合が議論されることとなる。
- 委員 なるべく安い料金で利用したいという利用者は、多くの税金を使っていることを自覚しないとイケないと思う。
- 市民全体では、公民館を利用していない人のほうが多いような気がする。ある意味利用しない人が、利用する人のために負担しているという見方もできるのではないか。受益者負担を行政から発信するよりも、運営審議会委員としての意見であれば、同じ市民の立場として、理解を得られやすいと考える。
- 事務局 受益者負担のみを説明するのではなく、コスト削減などについても説明するなど、利用者懇談会においては、誠実に対応していきたい。
- 委員 グリーンライブセンターは安価な参加費で事業を実施し、行政が講師謝礼など全て負担するという受益者負担のバランスを考慮しなかったため、議会において指摘を受けたと聞いている。日本一活発な事業活動を実施していた施設が衰退していくのは非常に寂しいことである。受益者負担を真剣に考えていかないと、施設そのものが廃止されることにもなりかねないので、市民にもしっかりと受益者負担については理解を得ていく必要があると考える。
- 委員 過去の利用者懇談会では、料金据え置き及び一部値下げの説明をした際、それでも多数の反対意見があったと記憶している。また、料金が安価であるため予約する部屋の競争率が高く、なかなか予約できないので、使用単位を4単位にするなど細

かくしてほしいとの意見もあった。公民館を予約できず、他施設をやむなく利用している現状を改善していく必要もあるのではないか。

事務局 部屋の使用単位の変更については、昨年度実施した利用者懇談会でのアンケートでは、70%以上の利用者からは現状のとおりとの意見をいただいたので、今回の料金改定に合わせては実施しない。予約状況の改善については今後も引き続き検討していく。

委員長 利用者懇談会への委員の参加日程について、人数の偏りがないよう調整を行います。

永山公民館	10月21日(金)19時～21時	委員
	22日(土)10時～12時	委員
関戸公民館	23日(日)19時～21時	委員
	24日(月)9時30分～11時30分	委員

本日欠席の委員については、事務局で参加調整を行うこととする。

③（仮称）多摩市地域教育推進審議会の設置について ……………資料4

事務局 事前配付資料に基づく条例案等の説明

委員長 関連質疑はあるか。

委員 第9条にある教育部とは。

事務局 社会教育委員の会議及び公民館運営審議会両方の機能を併せ持った審議会であるので、教育部として庶務を行うものである。

委員 第3条(3)家庭教育の向上に資する活動を行う者とは。

事務局 青少年委員、青少協の委員、民生児童委員などである。

委員 現状の組織に属する委員から選ぶのではなく、見識のある人材を広く選ぶ方法はないか。

事務局 昨年の社会教育委員の会議の最終答申の中では、既にこの表記はされており、本運営審議会においても審議し了解を得ているものである。ご指摘の既存の枠にとらわれない人材という意味では、(4)学識経験者または(5)公募市民がある。

委員 学識経験者の中には、適材とは認めがたい方も過去にいたようであり、懸念されたので意見をした。

委員 青少年委員は各自の経験や実績を基に委嘱されている。その委員の中から選出されてくるので、適材とは認められないということはないと考える。

委員長 過去、適材ではない方の選出があったとすれば遺憾な事象ではあるが、それぞれの専門分野からの選出がなければバランスを欠く面があるかもしれない。

本日の審議では、どの組織や団体から選出するというのではなく、人数についての検討である。

当初はこの「家庭教育の向上に資する活動を行う者」が2人以内、「公募市民」2人以内という案があったが、事務局として人数を検討するに至った経緯を説明願いたい。

事務局 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の人数については、社会教育委員の会議が中心に検討している。本審議会においては「公募市民」の枠について検討いただきたい。自治基本条例の中で、10人程度の会議体の場合概ね2人以内の公募枠が適当であり、(仮称)多摩市地域教育推進審議会の「公募市民」枠を2人以内とした場合、公民館利用者から選出されない場合も想定されるので、あえて「公民館利用者を代表する者を含む」という事項を付与する案とした。公民館利用者を含め2人以内とするか、公民館利用者1人及び市民公募2人とし3人以内とするかなど、公募市民とのバランスを考慮した上で、検討していただきたい。

委員長 「公募市民」枠の人数によって、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の人数の変動はあるのか。また総人数の枠は決まっているのか。

事務局 「公募市民」枠の人数によって、他の選出人数の変動は想定してなく、また総人数の枠もまだ決まっていない。

委員長 公民館利用者代表1人及び市民公募2人とし3人以内という案もあるが、皆さんの意見を伺いたい。

委員 (1)～(7)ではなく(8)とし、公民館利用者代表を別枠で設定することはできないか。

事務局 現在の公民館運営審議会委員の利用者代表も「公募市民」枠と同等な位置づけで利用者懇談会において選出されているので、この「公募市民」に該当すると考える。また、公民館利用者代表を別枠で設定することも可能である。

委員 (6)の図書館協議会代表者とあるが、当初は図書館も含めての(仮称)多摩市地域教育推進審議会を想定していたが、保留となった経緯がある。将来的に図書館協議会も含めた場合には、図書館利用者としての枠を想定しているのか。

事務局 現時点で図書館協議会の統合については、まったくの白紙である。仮に将来統合することになったとしても、本条例案を改正して図書館利用者を含めるのか、あるいは審議会自体を新たに組織し条例を再度制定するかは、現時点では未定である。

委員長 「公募市民」枠のバランスを考慮した上で、公民館利用者代表が3人となることも想定できるのか。

事務局 そのようになることも考えられる。事務局としては、一般公募で応募される市民と、公民館利用者代表としての市民とを区別したい意向である。全ての公募市民が公民館を利用しない方になる恐れを「公募市民」枠に公民館利用者代表1人を確保することで解消したい考えである。

- 委員 教育関係者に偏らないようバランスを考慮し、公民館利用者代表を別枠で2人、公募市民2人がよいと思う。
- 委員長 他に意見はあるか。
- 委員 高齢者対策についての文言が条例案にない。条文に掲げることができないのであれば、第3条の組織の中で高齢者対策、地域の教育力を推進すべく人材を明記できないか。
- 委員長 高齢者を特化して項目とするのは逆差別になりかねないので難しいのではないか。
- 委員 高齢者を活用する方策が明記されてない。高齢者が除かれているようなイメージである。
- 委員 積極的に「高齢者を活用する方策をとらえていない」という意味合いだと思われるが、組織が高齢者対策に取り組むというステップと高齢者を組織に入れることは違うことだと思う。  
高齢者対策に取り組むべき人材を組織に入れるという議論は、(仮称)生涯学習審議会の検討課題としても議論をしている。
- 委員 この問題は、全体の中の細部の問題だと思う。高齢者が高い意識を持って、審議会へも積極的参画することは素晴らしいが、明文化しなくてもいいと考える。むしろ年代ということではなく男女の区分けをしたほうがいいと思う。
- 事務局 男女比については、女と男がともに生きる行動計画の中で規定しており、個別の条例では定めないこととしている。
- 委員長 年齢枠というのは賛成しかねるという意見が多数です。
- 委員 これからの社会は、高齢者が生きがいを持ち、リーダーシップを発揮して街づくりを担うような仕組みに変化していこうとしている。  
高齢者が参画する機会がなければならないと思う。条文に明記できなければ、組織の人数によって、担保すべきと考える。
- 委員長 意見の方向は理解するが、審議会の趣旨根本にかかわる事項については、既に同意を得ている事項であり、地域教育推進というのは高齢者だけの問題ではなく、高齢者も含めた全般をとらえているので、問題はないと考える。
- 委員 条例に基づいて設置された組織の中で、「高齢者対策」「地域力を高める」など高齢者を活用する方策をとらえながら議論していくことであると思う。
- 委員 この条例案は、高齢化社会をリードする条例案であると自信をもって公開することができるとは思えない。



- 事務局 本条例案は、審議会を設置するための条例案であり、その審議会の中で議論していく様々な事項については、要点整理の中に含まれている。  
ご指摘の高齢者対策等の内容についても、設置された組織で議論していくものであり、そのための設置条例であることを理解いただきたい。  
本条例案を公民館運営審議会で定めるものではなく、教育委員会を経て議会で議決していくので、今回の議論の内容については、教育委員会等へ情報提供していく。
- 委員長 意見については議事録としても反映する。  
本日の審議会では、人数についての合意をしていきたい。
- 委員 条例案において、「高齢者対策」等明記はないが、地域教育を高めていくには、高齢者の力はなくてはならない存在であると、学校教育の立場としては強く感じており、通念上明記が無くても高齢者を活用する方策を考慮しながら推し進めていくことと考える。  
組織の項目としては、公民館利用者代表を別枠で設けたほうがいいと思う。人数的には公募枠1～2：公民館利用者：1～2が適当である。
- 委員長 今までの議論では、「公募市民枠として公民館利用者を含む3人」、「公民館利用者は別枠として設置し、2：2あるいは1：1」という案があるが、他に意見はあるか。
- 委員 全体の人数の中で、市民が少ないので、公募市民4人としてはどうか。
- 委員 公民館利用者は別枠として設置し、2：2が適当だと考える。
- 委員長 現在、2：2という意見が多数ある。  
一方、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の人数も2人とするのが適当であれば全体で14人となるがいかがか。
- 委員 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として青少年委員、民生児童委員、青少協委員などと言われるが、家庭教育という言葉に不明瞭さがあるように思う。
- 委員 青少協委員が「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として参画することはまだ白紙の状況である。
- 事務局 公民館運営審議会委員と同様に、現状でこの項目に当てはめるとすれば、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の中には、青少年委員、民生児童委員、青少協委員などが想定できるが、特定の委員代表として選出するのではなく、時世に応じて適切に対応できるよう大きくとらえた表現としている。
- 委員 地域教育を推進する上では、「家庭教育」も柱になるという先進的な考えで、組織の中に組み込まれていると理解している。そのような状況下で青少年委員が特化してこの組織に組み込まれることはないと考える。
- 委員 「家庭教育の向上に資する活動を行う者」という範囲は広いと思われるので、2

人とし、公民館を利用している人が市民全体の割合では限られていると思われるので、公民館利用者1人、市民公募2人ではどうか。

委員長        まとめに入ります。  
                  家庭教育の向上に資する活動を行う者2人以内、公募市民2人以内、公民館利用者を代表する者1人以内という案を提案するがいかがか。

委員            公民館利用者を別枠にせず、全体の人数の中で、市民が少ないので、公募市民（公民館利用者を代表する者を含む）4人としてはどうか。

委員長        公募市民を一挙に増員するという提案だか、他に意見はあるか。

委員            自治条例の中には公募市民枠の規定はあるか。

事務局        会議体の組織として2割程度が適切と考えている。10人程度であれば2人程度ということになる。  
                  公募市民（公民館利用者を代表する者を含む）4人とした場合、公民館としては、利用者代表を2人とするよう要望していくことになる。

委員            公募市民（公民館利用者を代表する者を含む）とした場合、公募市民のうち、公民館利用者代表が何人入るかが未知数である。また逆に4人とも公民館利用者代表になってしまう恐れもあるので、公募市民と公民館利用者代表は別枠にしたほうが良いと思う。

委員            公民館利用者を2人以内とした場合、全体の人数バランスでは2人は多いのではないかと少し疑問はある。2人以内とし、利用者懇談会等で1人しか選出が無い場合は1人で対応するのか。

事務局        基本的には2人以内とした場合、2人を委嘱する。以内という表現は、2人選出したが、欠員となった場合、会を成立できる状態を担保するための表現となっている。館の終了時刻となるので、様々な意見があったことを社会教育委員の会議と合わせて、教育委員会に提案していき、次回運営審議会で報告する。

委員長        人数的な意見はまとまらないが、本日の討議した意見を教育委員会へ伝えていくよう要望する。

以上で閉会する。